

達示第12号
令和6年3月27日

宮城刑務所長 岩 永 和 丸

宮城刑務所テレビ及びラジオ番組放送実施要領

標記について、下記のとおり定め、即日施行する。

なお、平成30年3月28日付け達示第43号「宮城刑務所テレビ及びラジオ放送実施要領」は、施行日の前日をもって廃止する。

記

(目的)

第1条 この要領は、当所の被収容者に対するテレビ及びラジオ放送（以下「テレビ等放送」という。）について、その内容及び実施方法を定め、効果的かつ適切な利用を図ることを目的とする。

(主管)

第2条 テレビ等放送の主管は、処遇部処遇部門及び教育部（厚生担当）とする。

(対象者)

第3条 テレビ放送の対象者は、原則として工場就業者とし、その他の被収容者については、別に定めるところによる。

2 ラジオ放送の対象者は、当所の全被収容者とする。

(放送内容)

第4条 テレビ等放送の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 音楽番組
- (2) スポーツ番組
- (3) バラエティー番組
- (4) ドラマ
- (5) その他教養、情報、報道番組

(放送時間)

第5条 テレビ放送時間は、平日の夜間及び土日・休日等の余暇時間とし、放送時間帯は別に定める。

2 ラジオ放送時間は、平日の昼食後及び夜間、土日・休日等の余暇時間とし、放送時間帯は別に定める。

(番組選定)

第 6 条 テレビ等放送番組の選定は、テレビ及びラジオ各放送局の番組予定表を参考に、教育部（厚生担当）が行い、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 放送番組の内容に、偏りがないようにすること。
- (2) 必要により、録画・録音番組を活用すること。
- (3) アンケート及び出所時感想録等を通じて、被収容者の希望を参考にすること。
- (4) 番組によっては、その反応を調査するなどの措置を講じること。

(放送計画)

第 7 条 教育部（厚生担当）は、「テレビ番組表」（別紙様式 1）及びラジオ番組表（別紙様式 2）により、放送番組を計画し、教育部長が代決する。

2 前項の番組表に基づき、教育部（厚生担当）職員は、あらかじめ放送番組を自動放送装置に入力させておく。

(番組の変更)

第 8 条 放送番組の変更は、特に必要な場合を除いて行わない。ただし、放送番組を変更する必要がある場合は、教育部（厚生担当）職員が行う。

(留意事項)

第 9 条 放送中、視聴等が不相当と認められる場合は、放送を停止する。

(支所における特例)

第 10 条 各支所においては、施設の事情に応じて実施する。

所長	教育部長	処遇首席	処遇次席	教育首席	厚生統括	教育主任	係	テレビ(ビデオ) 番組表 教育部	年 月 日 () ~ 月 日 ()
月 日・曜日/時間帯	9:00~11:00	12:15~13:00	13:00~14:00	14:00~15:00	15:00~15:30	17:10~18:00	19:00~20:00		
月 日 (曜日)									
月 日 (曜日)									
月 日 (曜日)									
月 日 (曜日)									
月 日 (曜日)									
月 日 (曜日)									
月 日 (曜日)									
月 日 月 日									
月 日 月 日									
月 日 月 日									
備 考									

